

「更新手続きに関する重要なお知らせ」

平成 29 年度

「静岡県地震被災建築物応急危険度判定士養成講習会」の御案内

静岡県地震被災建築物応急危険度判定士の皆様へ

○更新手続きに関する重要なお知らせ

静岡県知事が登録する判定士の有効期間は 5 年間で、今年度は登録証に記載された認定番号が 92、97、02、07、12 で始まる方（平成 4、9、14、19、24 年度に登録した方）が更新の対象となります。

更新手続きは、判定士の皆様の継続意思の確認によって行いますので、別添ハガキ「継続意思の確認通知書」により、継続して判定士として活動に参加する意思の有無について回答をお願いします。本県の十分な判定体制確保のため、できる限り判定士として継続していただきますよう、ご協力をお願いします。（ハガキの返信又は、電子申請による更新申請が無い場合は、継続の意思無しとして登録簿から抹消いたします。）

○更新講習会開催のお知らせ（更新の必須条件ではありません。）

地震被災建築物応急危険度判定は、地震により被災した建築物について、余震による倒壊などの 2 次被害から人命を守るため、建築物の危険性を応急的に判定するものです。

静岡県では平成 3 年度から判定士の養成を始め、現在約 6,000 名の方が判定士として登録されておりますが、平成 25 年に本県が公表した「静岡県第 4 次地震被害想定」では、最悪のケースで約 19 万 1 千棟の建物が全壊すると想定されており、余震等による 2 次被害を最小限に抑えるためにも、より一層の応急危険度判定実施体制の充実が求められているところです。

こうした中、今年度も「地震被災建築物応急危険度判定士養成講習会」を開催いたしますので、本講習会は更新の必須条件ではありませんが、判定技術の維持・向上のため、可能な限り受講していただくようお願いいたします。

なお、今回の講習会は更新手続きが必要な登録証に記載された認定番号が 92、97、02、07、12 で始まる方（平成 4、9、14、19、24 年度に登録された方）が対象となります。

静岡県 暮らし・環境部 建築住宅局
建築安全推進課長 長田真史

○更新手続きに関する重要なお知らせ

1 継続意思の確認通知書の返信について

更新には、別添ハガキ「継続意思の確認通知書」により、継続して判定士として活動に参加する意思があることを示す必要があります。また、電子申請により更新の意思を示すことも可能です。
下記のいずれかの方法により、講習会受講の有無に関わらず、平成29年12月31日までに返信するようお願いいたします。

- ・同封の「継続意思の確認通知書」を修正し、返信する。
- ・電子申請サービス（下記アドレス参照）から、様式3号「更新申請書」を電子申請する。
<http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-320/denshishinsei.html>

2 最新版判定士手帳の配布について

これまでの判定士手帳でも判定活動自体に支障はございませんが、講習会を受講される方には、最新版の判定士手帳をお渡しします。

○更新講習会開催のお知らせ（更新のためには講習会受講は必須要件ではありません）

1 応急危険度判定士養成講習会 開催日・場所

開催地	開催日	会場	定員
A 島田	平成29年10月13日(金)	島田土木事務所 4階 大会議室	60人
B 熱海	平成29年10月20日(金)	静岡県熱海総合庁舎 2階 第3・4会議室	50人
C 浜松	平成29年11月7日(火)	静岡県浜松総合庁舎 7階 701～704会議室	120人
D 静岡	平成29年11月22日(水)	静岡県庁 西館4階 第1会議室	210人
E 袋井	平成29年11月30日(木)	袋井土木事務所 3階 大会議室	60人
F 沼津	平成29年12月15日(金)	静岡県東部総合庁舎 別棟2階 大会議室	100人

※ 上記のうち都合のよい会場を一つ選択してください。

※ 定員になった場合、別日へ振り替える場合がありますのでご了承ください。

※ 会場の詳細は別紙を参照して下さい。

2 時間

13時00分から16時30分まで（受付は12時30分から）

3 対象

登録証に記載された認定番号が92、97、02、07、12で始まる判定士（平成4、9、14、19、24年度に認定登録した判定士）

4 講習内容

- ・被災建築物応急危険度判定制度の概要、熊本地震における判定活動（概要）
- ・応急危険度判定基準
- ・模擬判定演習（木造建築物）と解説
- ・判定士としての心得・判定活動中の住民対応

5 受講料

無料

6 申込方法

「受講申込書」に必要事項を記入し、各会場の開催日の二週間前までに、(公社)静岡県建築士会（下記）へ郵送、FAX、メールのいずれかの方法により申し込みをしてください。

※メールの場合、下記の(公社)静岡県建築士会のホームページより受講申込書をダウンロードのうえ、必要事項を申込書に記入して申し込んで下さい。

7 申込先・講習内容等 問合せ先

〒420-0857 静岡市葵区御幸町9番地の9 (公社)静岡県建築士会
TEL 054-254-9381 FAX 054-273-0478 E-mail:honkai@shizu-shikai.com
※ホームページ URL <http://www.shizu-shikai.com>

8 講習会当日持参するもの

- ① 静岡県地震被災建築物応急危険度判定士登録証
(登録証を紛失してしまった方は、顔写真※1を持参の上、講習会会場にて別途再交付申請を記入してもらいます。
※1 登録証用顔写真1枚(たて3cm×横2cm、6ヶ月以内撮影、無帽・正面・上半身・無背景)
・写真の裏面に、氏名・撮影年月日・受講番号を記入
・登録証は後日交付となります
- ② 受講票(申込みをした方に後日送付されるハガキとなります。)
- ③ CPDカード(CPD会員の方は必ず持参してください。)

----- 切り取り線 -----

*** FAXで送付の際は送信面の裏表にご注意ください ***

平成29年度「静岡県地震被災建築物応急危険度判定士養成講習会」

更新 受講申込書

●開催地 A島田、B熱海、C浜松、D静岡、E袋井、F沼津

受講希望 開催地 (上記●)	第1 希望	A・B・C・D・E・F	判定 士 認定 番号		受講 者名	
	第2 希望	A・B・C・D・E・F			自宅 TEL	— —
住 所	〒 ()				携帯又は 勤務先 TEL	— —
メールアドレス						

※ご記入いただいた情報は、講習会の受付業務に利用するためのもので、これ以外の目的には使用しません。
※住所は返送希望先とし、後日「受講票」を送付します。
※定員になった場合、別日へ振り替える場合がありますのでご了承ください。

島田会場

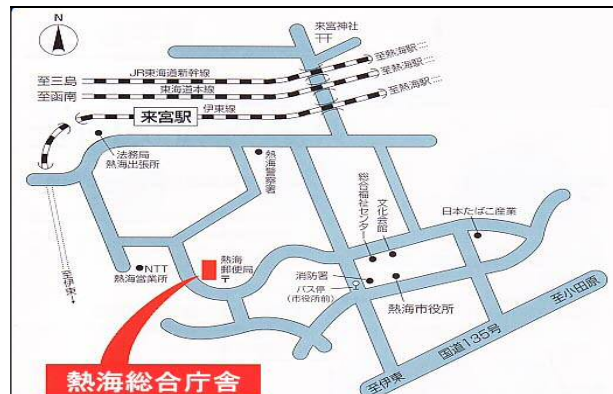
島田土木事務所 (会場A)



島田市道悦5-7-1
 ・JR六合駅より徒歩約10分

熱海会場

静岡県熱海総合庁舎 (会場B)



熱海市水口町13-15
 ・JR来宮駅(伊東線)より徒歩約8分

浜松会場

静岡県浜松総合庁舎 (会場C)



浜松市中区中央1-12-1
 ・JR浜松駅より徒歩約15分

静岡会場

静岡県庁西館 (会場D)



静岡市葵区追手町9-6
 ・JR静岡駅北口より徒歩約10分

袋井会場

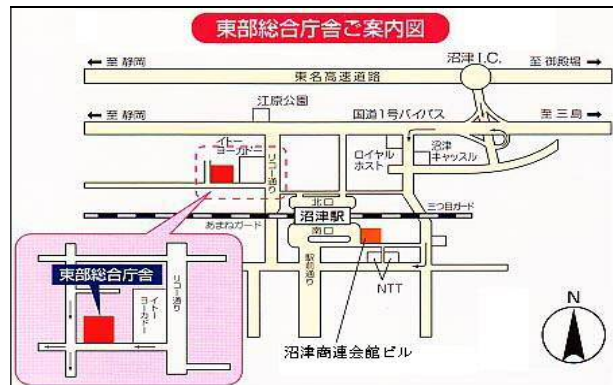
袋井土木事務所 (会場E)



袋井市山名町2-1
 ・JR袋井駅より徒歩約7分

沼津会場

静岡県東部総合庁舎 (会場F)



沼津市高島本町1-3
 ・JR沼津駅北口より徒歩約10分

上記会場は駐車場がありませんので、車でのお越しはご遠慮下さい。
 公共機関のご利用をお願いします。